

中止事業名	事業主体	中止理由
<small>ゆどまる</small> 湯道丸ダム	富山県	地質上の課題が判明し、ダム方式よりも河川改修単独方式が経済性の観点から有利であるという理由から「休止」とした県の対応方針を踏まえ国庫補助を中止する。
<small>くろかわ</small> 黒川ダム	富山県	河川改修より黒川ダム建設方式が有利であるが、さらに経済性の観点から熊野川ダム再開発方式が有利であるという理由から「休止」とした県の対応方針を踏まえ国庫補助を中止する。
<small>いせじかわ</small> 伊勢路川ダム	三重県	利水者の計画見直しにより、水需要量の減少が見込まれること及び、詳細な地質調査の結果により工事費の大幅な増加が見込まれるといった状況の変化とそれらの要因によって事業の投資効果が認められなくなったことから、事業中止とする。
<small>なんたん</small> 南丹ダム	京都府	利水上は、ダムによる水道用水確保の必要性がなくなり、治水上は、河川改修により緊急性の高い所から段階的に対応していくのが妥当と判断し、ダム事業は中止する。
<small>おおはらがわ</small> 大原川生活貯水池	岡山県	ダムによる新規水道水源確保の必要性がなくなったこと、及び利水撤退によるスケールメリットの低下に伴って投資効果が得られなくなったことから、事業を中止する。
<small>なやまがわ</small> 中山川ダム	愛媛県	利水者が事業に不参加の意向となり、ダム事業の緊急性が薄れたことから、国庫補助を中止する。
<small>いぬなきがわ</small> 犬鳴川砂防事業	大阪府	一体的に整備する計画であった地元泉佐野市による周辺整備計画が財政事情の悪化により中断しており、当該砂防事業に対する地元のニーズも低下しているため、ソフト対策を講じることとし、事業を中止する。